

公 安 委 員 会 説明資料No. 1	不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案に対する意見の募集について	平成29年9月21日 組織犯罪対策企画課 生活安全企画課 交 通 企 画 課
--------------------------------------	---	---

1 改正の対象となる国家公安委員会規則（根拠法）

- (1) 警備業の要件に関する規則（警備業法）
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）
- (4) 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（銃砲刀剣類所持等取締法）
- (5) 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律）
- (6) 確認事務の委託の手続等に関する規則（道路交通法）
 - (1)、(2)、(4)、(5)及び(6)においては、「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」を定め、各法律において同行為を行うおそれのある者であることを認定、許可又は登録の欠格事由としている。また、(3)においては、「暴力的不法行為等」を定め、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律において、同行為に掲げる罪に係る犯罪経歴の保有者が一定以上の割合を占めることを指定暴力団の指定要件の一つとするなどしている。

2 改正の内容

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成29年法律第46号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、改正法による改正後の不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第77条第5号（小規模不動産特定共同事業に係る登録の不正取得）、第6号（適格特例投資家限定事業の無届け営業）及び第7号（適格特例投資家限定事業に係る廃止処分違反）、第82条第5号（小規模不動産特定共同事業の登録申請書又はその添付資料の虚偽記載）並びに第84条第1号（小規模不動産特定共同事業者及び適格特例投資家限定事業者による申請事項変更に係る届出義務違反）及び第3号（小規模不動産特定共同事業者以外による小規模不動産特定共同事業者の標識又はこれに類する標識の掲示）に規定する罪に当たる行為を、上記「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」及び「暴力的不法行為等」に追加するほか、条項の移動に伴う所要の規定の整理を行う。

3 施行期日

改正法施行の日（平成29年12月1日）

4 意見提出期間

平成29年9月25日（月）から平成29年10月24日（火）まで

1 メキシコにおける地震の概要及び被害状況

9月19日午後1時14分(日本時間9月20日午前3時14分)に発生した非常に強い地震(マグニチュード7.1)により、首都メキシコシティを含む広域にわたる被害が発生。

現時点で判明している死者数は、223名(21日午前7時時点)。

2 国際緊急援助隊(救助チーム)派遣の経緯

メキシコ政府から日本政府に対する援助要請を受け、9月20日午後、外務省から当庁に対し、国際緊急援助隊の派遣に関する法律第3条に基づく国際緊急援助隊(救助チーム)派遣に関する協議があり、これに応じることとした。

3 国際緊急援助隊(救助チーム)の編成(合計72名)

(1) 警察からの派遣人員

警察からは副団長・当庁国際課課長補佐(警視)以下合計23名(警察庁3名、警視庁14名及び神奈川県警6名)及び警備犬4頭

(2) 救助チームの編成

外務省(団長)以下、警察庁、総務省消防庁、海上保安庁、独立行政法人国際協力機構(JICA)等から、72名を予定

4 派遣日程

9月21日(木)から(帰国日未定)

5 国際緊急援助隊(救助チーム)の活動状況

21日午前10時45分 成田空港で結団式 【予定】

午後2時25分 成田空港発(第一便) 【予定】

午後5時5分 成田空港発(第二便) 【予定】

※ 商用便2便を利用

22日午前3時5分(現地時間21日午後1時5分)

第一便メキシコシティ着【予定】

22日午前5時20分(現地時間21日午後3時20分)

第二便メキシコシティ着【予定】

6 警察庁からの国際緊急援助隊(救助チーム)派遣実績

救助チームへの派遣は、今回が15回目。

前回は平成27年4月ネパール地震時の派遣。

公 安 委 員 会	平成29年上半年における少年非行、児童 虐待及び子供の性被害の状況について	平成29年9月21日
説明資料No. 3		少 年 課

1 少年非行

	平成29年上半年	平成28年上半年	増減	増減率 (%)
刑法犯少年の検挙人員	13,042	15,421	▲ 2,379	▲ 15.4
刑法犯少年の人口比	1.8	2.2	▲ 0.4	—

- 刑法犯少年は1万3,042人と15年連続、人口比（同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員をいう。以下同じ。）は1.8と13年連続で減少、いずれも上半期統計のある昭和54年以降で最少。資料1・2
- 刑法犯少年の包括罪種別では、全体に占める割合は少ないものの知能犯と風俗犯がやや増加。資料3・4
- 再犯者率は7年連続の増加から減少に転じたが、平成9年以降増加傾向にある。資料5
- 特別法犯少年の法令別では、全体に占める割合は少ないものの大麻事件と児童ポルノ事件が増加傾向にある。資料7・8
- 昨年減少した振り込め詐欺の検挙人員は179人と増加（前年同期比+33人）。
検挙人員の7割強が「受け子」。資料9
- いじめに起因する事件の検挙・補導件数は82件で、平成27年以降減少傾向にあったが増加（前年同期比+16件）。
インターネットを利用した事件は5件（前年同期比+4件）。資料10

2 児童虐待

(1) 通告児童数

- 警察から児童相談所に通告した児童数は30,262人と上半期統計を取り始めた平成23年以降6年連続で増加。資料11
- 態様別では、心理的虐待が約7割、身体的虐待が約2割を占める。
なお、心理的虐待については、その6割強を面前DV（児童が同居する家庭における配偶者等に対する暴力）が占める。資料12

(2) 保護児童数

- 児童の生命・身体の安全が脅かされる危険があるなどの緊急時や夜間等に警察として保護した児童数は1,787人と平成24年以降5年連続で増加。資料13

(3) 児童虐待事件検挙状況

- 検挙件数は511件で、検挙人員及び児童虐待事件に係る被害児童数とともに過去最多であった平成28年に比べやや減少。資料14・15

3 子供の性被害

(1) 児童ポルノ事件

- 検挙件数は1,142件、検挙人員は776人と平成16年以降増加傾向にあり、過去最多を更新。態様別では、製造事件の検挙件数が平成26年以降3年連続で増加し、6割強を占める。資料19・20・21

- 被害児童数は594人と過去最多であった平成28年に比べ減少したが、平成12年以降増加傾向にある。学職別では、中学生の被害が約4割、高校生が4割弱、小学生以下が約2割。

資料22・23

- 被害態様別では、自画撮り被害が4割強を占め、最多。平成26年以降3年連続で増加。

自画撮り被害の7割強がスマートフォンを使用してコミュニティサイトにアクセスしたことによる。

資料24・25

自画撮り被害に遭った児童の9割弱が、面識のない者から要求されて画像を送っている。

資料27

- 低年齢被害児童（小学生以下）の被害態様をみると、強姦・強制わいせつの手段により児童ポルノを製造されたものが5割強を占める。

資料28

(2) 児童買春事件等

- 3罪種（児童買春、淫行させる行為（児童福祉法）、みだらな性行為等（青少年保護育成条例））合計の検挙件数は1,307件、検挙人員は1,063人。いずれも平成18年以降減少傾向にあったが、平成24年以降はやや増加傾向にある。

資料29・30

- 3罪種合計の被害児童数は979人で、平成16年以降減少傾向にあったが、平成26年以降やや増加。学職別では、いずれの罪種も高校生の被害が最多。

資料31・32

4 当面の対策

(1) 少年非行

- 非行防止教室や街頭補導等の「非行少年を生まない社会づくり」を関係機関・団体やボランティア等地域社会と連携し継続的に推進。

(2) 児童虐待

- 協定の締結等を通じた児童相談所等関係機関との情報共有の徹底。
- 現場警察官の対応力向上に資するためのベスト・プラクティスの共有と危険度判断のアセスメントツールの活用促進。

(3) 子供の性被害

- 「子供の性被害防止プラン」を踏まえた関係府省庁と連携した児童ポルノの製造や児童買春を始めとした子供の性被害の撲滅に向けた取組の推進。
- 児童ポルノの製造や児童買春等を繰り返す悪質な事件等の取締りの強化。
- 自画撮り被害等子供の性被害防止を図るため、学校等の関係機関と連携し、児童や保護者に対する啓発活動を推進。

※ 別添資料省略

公安委員会 説明資料No.4	暴力団によるみかじめ料等を めぐる最近の動向について	平成29年9月21日 暴力団対策課
-------------------	-------------------------------	----------------------

1 銀座地区における恐喝事件の概要

警視庁は、6月13日及び7月3日、恐喝事件で、指定暴力団六代目山口組傘下組織総長等8名を検挙した。

(1) 被疑者

指定暴力団六代目山口組傘下組織総長（54歳）ほか7名

(2) 事案の概要

被疑者らは、共謀の上、平成24年9月頃から平成29年4月頃までの間、銀座地区において、飲食店経営者等から、みかじめ料として現金合計427万円を脅し取ったもの。

2 名古屋市における暴力団排除条例違反事件の概要

愛知県警察は、9月11日から15日の間に、愛知県暴力団排除条例違反事件で、指定暴力団六代目山口組三代目弘道会会长等7名を検挙した。

(1) 被疑者

指定暴力団六代目山口組三代目弘道会会长（57歳）ほか6名

(2) 事案の概要

被疑者らは、共謀の上、平成28年12月頃から平成29年4月頃までの間、愛知県暴力団排除条例で定める暴力団排除特別区域内の特定接客業者2名から、用心棒の役務の提供をすることの対償として、現金合計58万円を受け取ったもの。

3 六代目山口組組長に対する損害賠償請求訴訟の概要

(1) 被告人

指定暴力団六代目山口組組長（75歳）及び同組傘下組織組長（62歳）

(2) 事案の概要

六代目山口組傘下組織組長が、平成10年8月から平成22年8月までの間、名古屋市内の飲食店経営者から、みかじめ料を徴収していた事案に關し、同経営者が原告となり、六代目山口組組長等に対し、民法及び暴対法第31条の2に基づく損害賠償請求訴訟を提起し、本年3月31日、約2,150万円の支払いを命ずる判決が下されたもの。

公 安 委 員 会	第48回全国白バイ安全運転競技大会	平成29年9月21日
説明資料No. 5	の開催について	交 通 指 導 課

1 大会の目的

白バイ乗務員の運転技能を向上させ、受傷事故の絶無を期すとともにその士気の高揚を図り、もって道路交通の安全の維持に資すること。

2 実施年月日

平成29年10月7日（土）、8日（日）の2日間

3 実施場所

茨城県ひたちなか市新光町605番地16
自動車安全運転センター 安全運転中央研修所

4 大会日程及び競技種目

- 10月7日（土）【大会1日目】
 - ・ 開会式及び分列行進
 - ・ バランス走行操縦競技
 - ・ トライアル走行操縦競技
- 10月8日（日）【大会2日目】
 - ・ 不整地走行操縦競技
 - ・ 傾斜走行操縦（スラローム）競技
 - ・ 閉会式

5 参加選手等

- 男性警察官の部（150名）
 - ・ 第1部（9都府県警察）～36名
 - ・ 第2部（上記第1部以外の道府県警察及び皇宮警察）～114名
- 女性警察官の部（41名）
 - 28都道府県警察

6 表彰

- 男性警察官の部
 - ・ 団体 第1部 第1位～第3位
 - 第2部 第1位～第6位
 - ・ 個人 個人総合 第1位～第10位
 - 各種目別 第1位～第3位
- 女性警察官の部
 - 個人 第1位～第3位